

平成27年度 第1回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年4月20日（月）14時30分から14時55分まで

2、開催場所：西宮市役所東館805会議室

3、出席委員（13人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	5番	岡田	義治
	6番	茶谷	勝視
	7番	大前	輝雄
	8番	松本	俊治
	9番	森畑	義明
	10番	奥村	幸弘
	11番	丸	幸良
	12番	松田	秀夫
	13番	二本松	義人
	14番	高田	孝
	15番	前田	豊

4、欠席委員（2人）

5、議事日程

議案第 1 号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（素案）について
議案第 2 号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（素案）について
議案第 3 号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明交付の件
報告第 1 号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増尾	尚之
係長	水田	正清
主査	吉田	順二

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、8番 松本委員と、9番 森畑委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第1号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それではご説明いたします。議案書1ページでございます、議案第1号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」でございます。

【議案書朗読】

まず活動計画についての概略をご説明いたします。平成21年1月23日付け農林水産省経営局長からの「農業委員会の適正な事務実施について」という通知に基づきまして、計画の策定等の手続きを進めております。具体的には農業委員会は毎年度、地域の農業者等の意見要望を反映させた活動計画を作成し、また年度末には活動に対する点検評価をし、公表するものとなっております。農業委員会が行っている業務は、農地法その他の法令に基づき権限で処理する業務、例えば農地転用や遊休農地対策などや農地等の利用の集積、利用の促進など促進等事務がございます。法令業務につきましては農業委員会の判断の透明性や全国的な公平性が求められているところです。一方促進等事務につきましては、内外問わず活発な農業委員会の活動が強く求められております。今回、提案する本議案でございますが、通常年度末にその年度の活動に対しての点検・評価を行うものです。法令事務についての点検評価、促進等事務については活動計画に対する活動実績や達成状況の評価等を実施するものです。当委員会の活動内容の点検評価の素案でございますので、この後、議決をいただきましたら、ホームページ等で公開し、地域の農業者等からの意見を聴取します。それでは資料についてご説明します。

【議案書と「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」をもとに説明】

の法令事務に関する点検においては、例年どおり、法令に従い、適正に事務処理している旨を記載しています。 の法令事務に関する評価にお

いては遊休農地が一定程度解消されている旨や利用状況調査の評価などを記載しています。 の促進事務に関する評価は、1 については西宮市内の認定農業者の状況を、2 については担い手への利用集積状況を、3 については例年通り違反転用が行われないう農業委員会の見守り活動により未然防止を図る旨を、記載しています。以上で議案の朗読説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
委員一同 (質問意見なし)

議 長 他になければ、議案第1号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(素案)について」につきましても、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議が無いようですので、議案第1号につきましては承認することといたします。

続きまして議案第2号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」を上程いたします。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それではご説明いたします。議案書の2ページでございます。議案第2号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」でございます。

【議案書と「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」をもとに説明】

前年計画から特に変更点はございませんが、遊休農地面積が1.5haになっております。

前年に引き続き、遊休農地の未然防止や利用・活用のために、市街化調整区域内で小作権を気にせず農地の貸し借りができる利用権設定について制度の浸透を図って行きたい旨を記載しています。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
委員一同 (質問意見なし)

議 長 他になければ、議案第2号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(素案)について」につきましても、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議が無いようですので、議案第2号につきましては承認することといたします。

議 長 続きまして議案第3号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それではご説明いたします。議案第3号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者交付」でございます。議案書の3ページに3件ございます

【議案書朗読】

議案第3号について、主たる従事者であった土井規良氏は平成26年8月4日にお亡くなりになり、番号1については善智氏が、番号2については文子氏が、番号3については善智氏文子氏の両氏が、当該農地を相続することになりましたが、農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたって、農業委員会に対し被相続人が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の朗読並びに説明をおわります。

議 長 事務局の説明はおわりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。岡田委員、お願いします。

岡田委員 議案第3号の番号1～3についてご説明いたします。添付の地図を見ていただきながら番号1から順に説明させていただきます。まず番号1の薬師町93番1の申請農地につきましては、中津浜線沿いの薬師町交差点の北東角にあります。次に番号2の薬師町242番の申請農地につきましては、地図では先ほど説明しました93番1の農地から、中津浜線の薬師町交差点を西に行き、一筋目を南へ約100メートルの所にあります。番号3の高木西町の申請農地につきましては、地図でおわかりいただけたと思いますが、阪急電鉄西宮車庫から北へ約180メートルの所にあります。いずれの農地も耕作地として適正に管理されています。以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 なければ議案第3号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」の番号1、2、3につきましてはご承認いただくこととしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」の番号1、2、3につ

きましては証明書を交付することといたします。

それでは、これより報告案件に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書4ページに1件ございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され、適法なものとして事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問はございませんか。

(質問意見なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。以上をもちまして、本日予定いたしておりました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例農業委員会を閉会いたします。

上記議事録を正当と認め署名す。

議長

委員

委員